

山形県の自殺の現状について

令和3年人口動態統計
確定版

山形県精神保健福祉センター(令和5年1月)

1. 自殺者数の推移

山形県の自殺者数は、平成18年の381人をピークに減少傾向が続いていたが、令和3年は211人と増加した。全国の自殺者数は、平成22年から令和元年まで連続で減少していたが、令和2年に20,243人、令和3年は20,291人と2年連続の増加となっている。(図1)

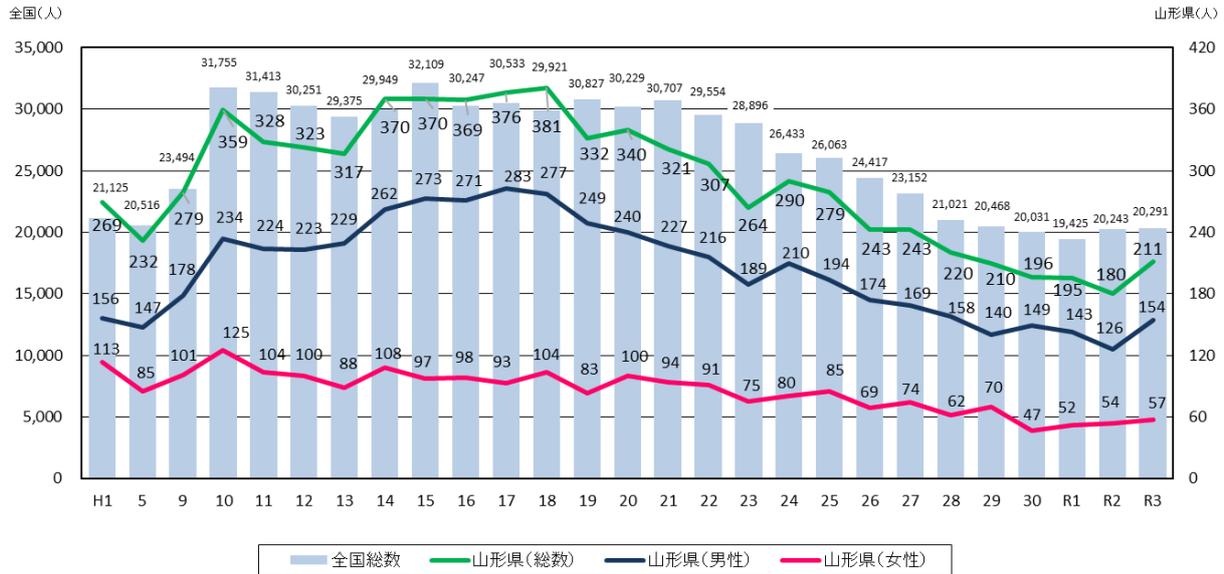


図1 自殺者数の推移(全国、山形県) <厚生労働省人口動態統計>

2. 自殺死亡率の推移

山形県の人口10万人あたりの自殺者数(以下「自殺死亡率」)は、令和3年20.1(全国16.5)で全国3位だった。自殺死亡率は、自殺者数と同様、平成17~18年頃をピークに減少傾向にあったが、令和3年は増加に転じた。

県では、いのち支える山形県自殺対策計画(H30.3)で、平成38年に自殺死亡率15.0以下にすることを目標としており、自殺者の減少に向け今後も引き続き対策を進めていく必要がある。(図2)

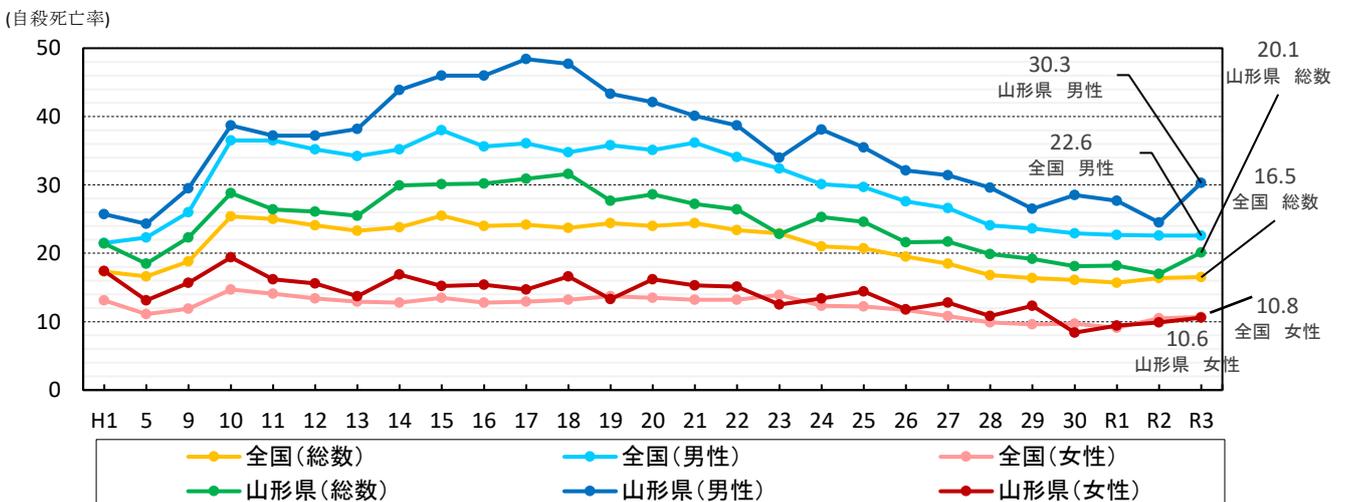


図2 自殺死亡率の推移(全国、山形県) <厚生労働省人口動態統計>

3. 地域別の自殺死亡率の推移

【地域別自殺死亡率】

	H29	H30	R1	R2	R3
村山地域	14.5	17.0	14.0	13.2	17.8
最上地域	30.7	27.2	25.0	29.8	33.2
置賜地域	23.4	16.0	22.1	15.5	18.6
庄内地域	21.6	18.9	21.5	22.1	22.0

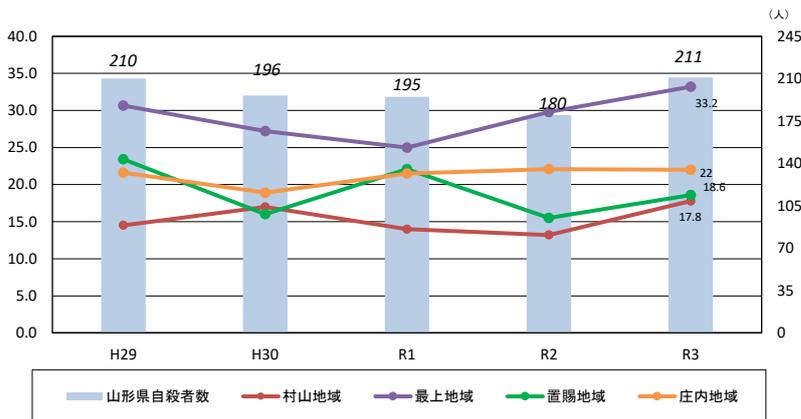


図3 4地域の自殺死亡率の推移 <厚生労働省人口動態統計>

※「令和3年山形県の人口と世帯数(山形県統計企画課)」の4地域別人口を用いて算出。

4. 年齢階級別の自殺の状況

年齢階級別自殺者数では、50歳代が最も多く、次いで70歳代、60歳代と続いている。

(図4)

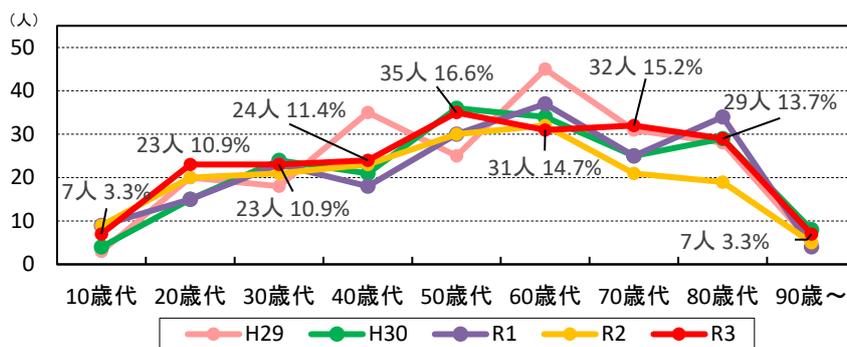


図4 山形県年齢階級別自殺者数の推移 <厚生労働省人口動態統計>

5. 年齢階級別・男女別の自殺の状況

令和3年の山形県における男女別の自殺の状況は、男性が154人(73.0%)、女性が57人(27.0%)であり、男性の自殺者が全体の7割以上を占めている。(図5)

(人)

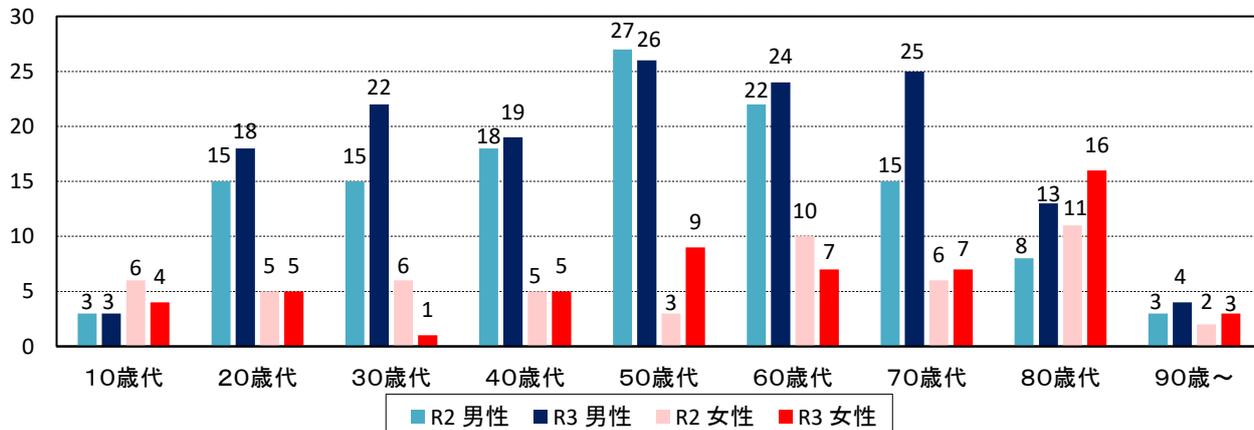


図5 山形県年齢階級別・男女別の自殺者数 <厚生労働省人口動態統計>

6. 死因別の自殺の状況

年齢階級別にみると、自殺は10～30歳代で第1位、40～50歳代で第3位となっている。

年齢階級	第一位				第二位				第三位			
	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)	原因	死亡数(人)	死亡率	割合(%)
10歳～19歳	自殺	7	7.7	58.3	心疾患	3	3.3	25.0	悪性新生物	1	1.1	8.3
20歳～29歳	自殺	23	28.8	50.0	悪性新生物	6	7.5	13.0	心疾患	3	3.8	6.5
					不慮の事故	3	3.8	6.5				
30歳～39歳	自殺	23	22.3	34.8	悪性新生物	19	18.4	28.8	心疾患	5	4.9	7.6
40歳～49歳	悪性新生物	49	36.6	32.0	心疾患	27	20.1	17.6	自殺	24	17.9	15.7
50歳～59歳	悪性新生物	142	108.4	35.1	心疾患	70	53.4	17.3	自殺	35	26.7	8.7
60歳～69歳	悪性新生物	485	308.9	45.8	心疾患	153	97.5	14.4	脳血管疾患	65	41.4	6.1
70歳～79歳	悪性新生物	1,012	679.2	40.0	心疾患	363	243.6	14.3	脳血管疾患	215	144.3	8.5
80歳～	悪性新生物	2,150	1,653.8	18.7	老衰	2,049	1,576.2	17.9	心疾患	1,924	1,480.0	16.8
総数	悪性新生物	3,864	368.7	24.5	心疾患	2,548	243.1	16.2	老衰	2,120	202.3	13.5

表1 令和3年山形県死因順位別にみた年齢階級、死亡数、死亡率、構成割合 <厚生労働省人口動態統計>

※「割合(%)」は、年齢階級別の総死亡における各死因が占める割合

7. 職業別の自殺の状況

山形県警察本部がまとめた自殺統計によると令和3年の自殺者数は212人で、前年に比べ18人増加している。

職業別にみると、「失業者」「年金・雇用保険等生活者」「その他無職者」をあわせた無職者が108人(51.0%)で半数を占めている。「被雇用者・勤め人」、「自営業・家族従事者」をあわせた有職者は96人(45.3%)となっている。(図6)

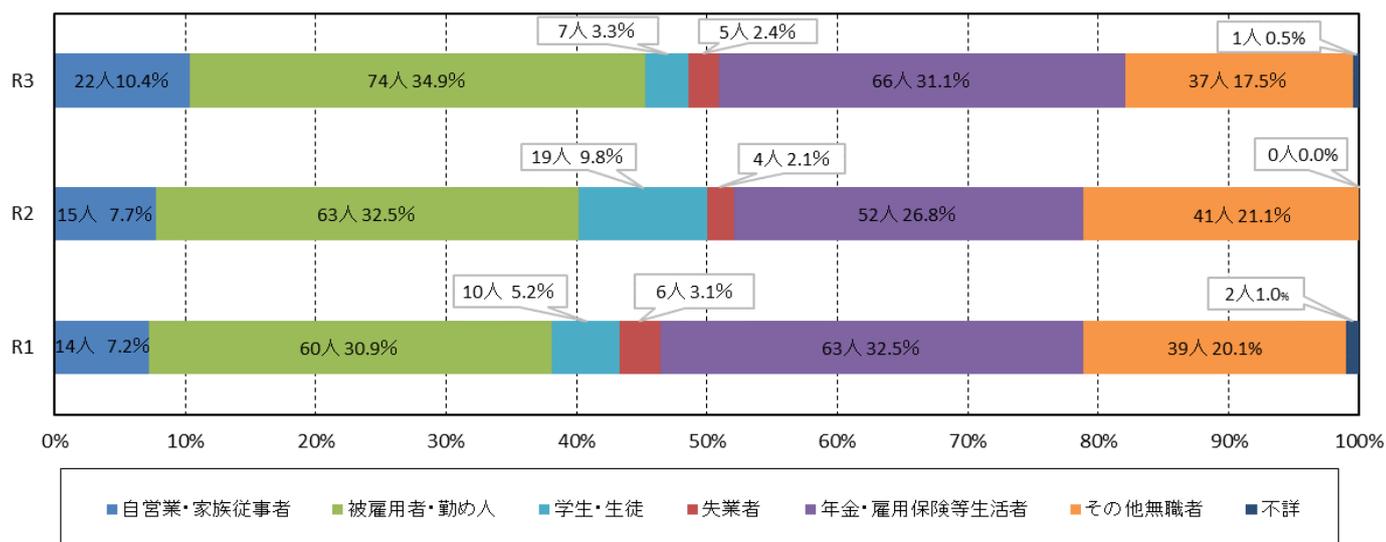


図6 令和元年～令和3年職業別自殺者数及び割合 <警察自殺統計>

8. 原因・動機別の自殺の状況

原因・動機別の状況を見ると、「健康問題」が 103 人 (36.3%)と最も多く、次いで、「家庭問題」42 人 (14.8%)、「経済・生活問題」40 人 (14.1%)、「勤務問題」28 人 (9.9%)の順となっている。(図 7)

なお、「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中でおきている」と言われており、総合的に対策を進める必要がある。

※原因・動機別の計上については、遺書等の自殺を裏付ける資料があり、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき最大3つまで計上しているため、原因・動機の和と自殺者数は一致しない。

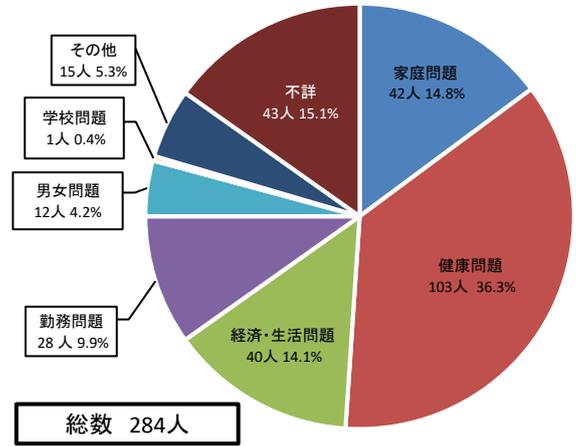


図7 令和3年原因・動機別自殺者数及び割合 <警察自殺統計>

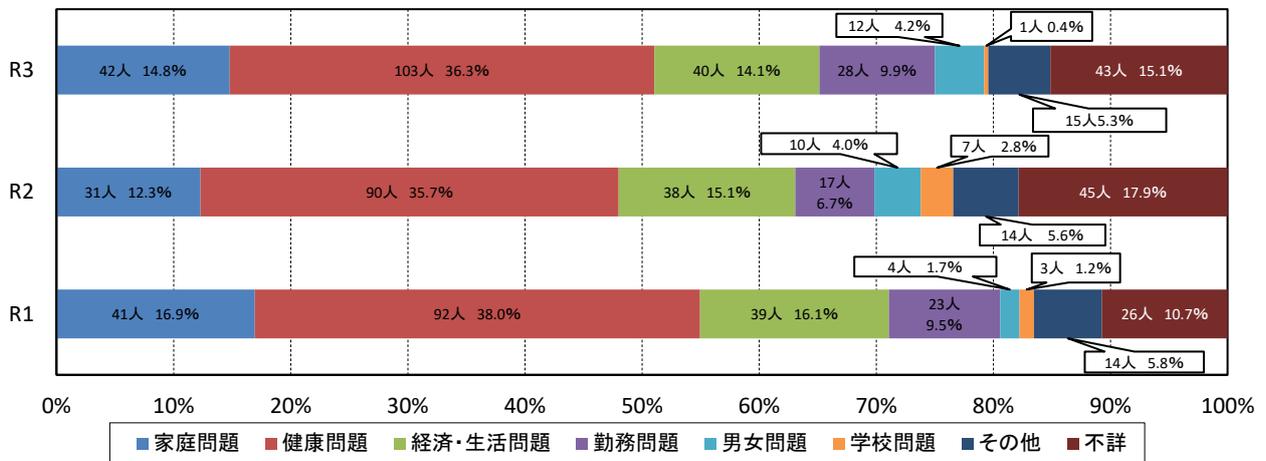


図8 令和元年～令和3年原因・動機別の割合(総数) <警察自殺統計>

総数		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～
動機別原因・件数	1	勤務	健康	健康	経済	健康	健康	健康
	2	不詳	家庭・経済・不詳	経済	健康	家庭	不詳	家庭
	3	家庭・男女	—	家庭・勤務・不詳	家庭・勤務・不詳	経済・不詳	経済	不詳
男性		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～
動機別原因・件数	1	勤務	健康	健康	経済	健康	健康	健康
	2	不詳	家庭・経済	経済	健康	経済・不詳	不詳	家庭
	3	健康・男女	—	家庭	家庭・勤務・その他	—	経済	不詳
女性		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80才～
動機別原因・件数	1	勤務	不詳	健康	健康	健康	健康	健康
	2	家庭	健康	勤務・不詳	不詳	家庭	家庭・その他・不詳	家庭
	3	男女・不詳	—	—	家庭・経済・勤務・男女	その他	—	不詳

表2 令和3年年齢階級別、男女別における原因・動機の順位 <警察自殺統計>

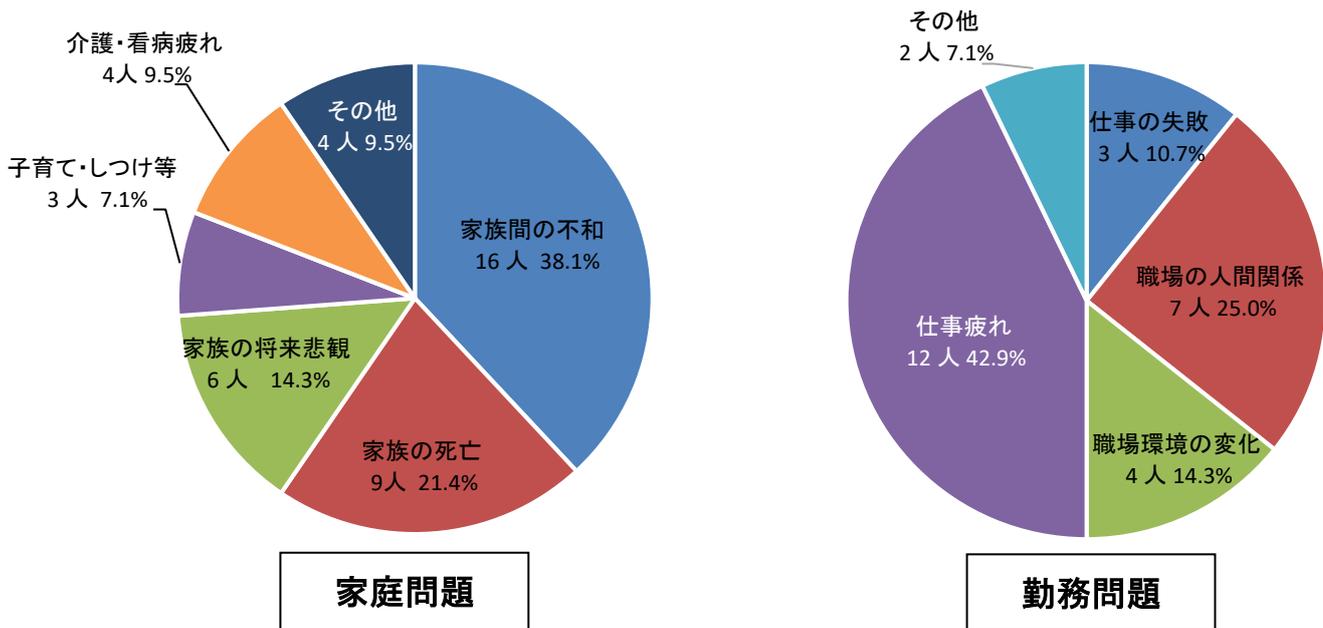
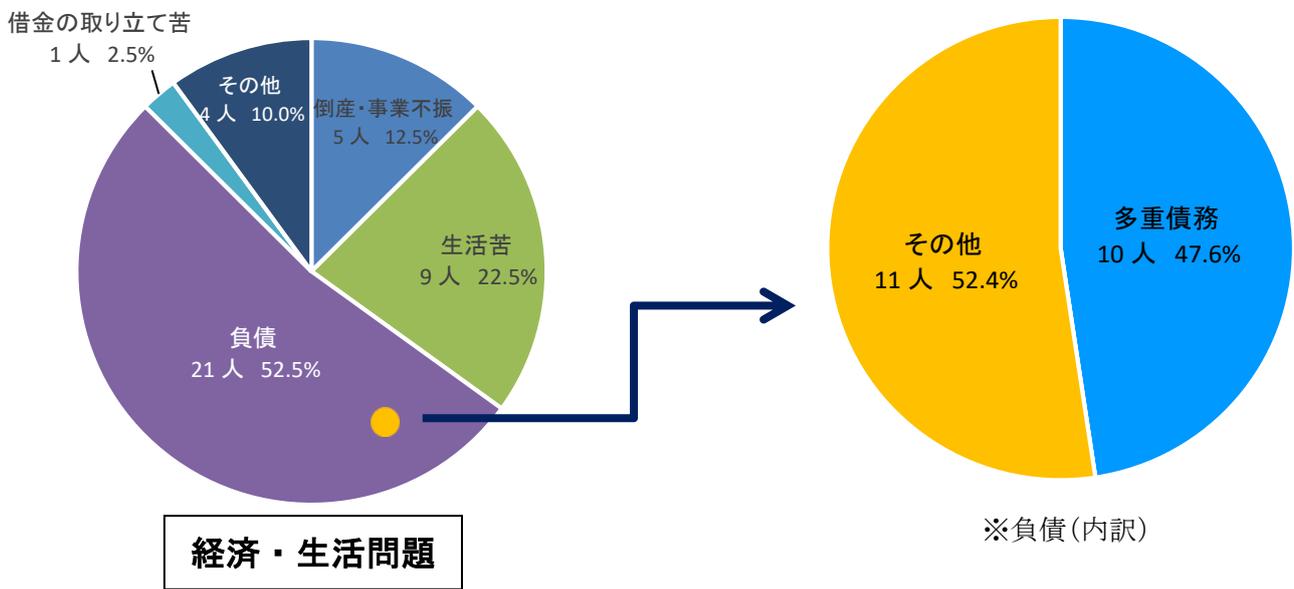
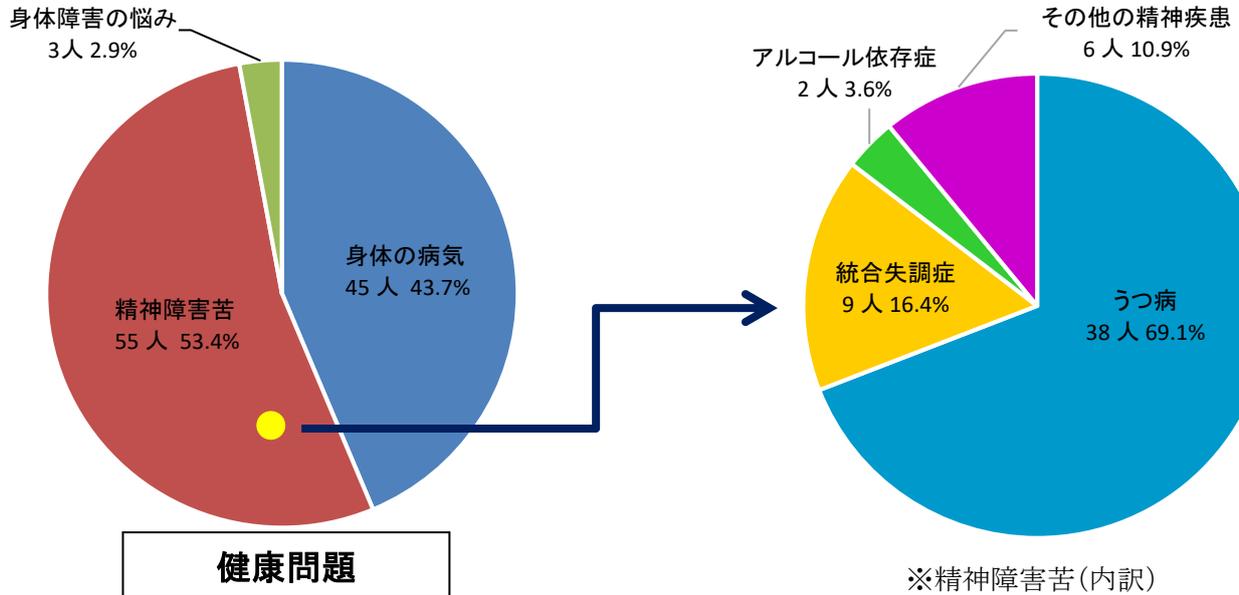


図9 令和3年原因・動機別詳細割合 <警察自殺統計>

※原因・動機は複数計上(自殺者総数 212 人、原因・動機特定者 284 人)

9. 場所別の自殺の状況

場所別でみると、「自宅」が134人(63.2%)と最も多く、次いで「乗り物」が19人(9.0%)となっている。

(図10)

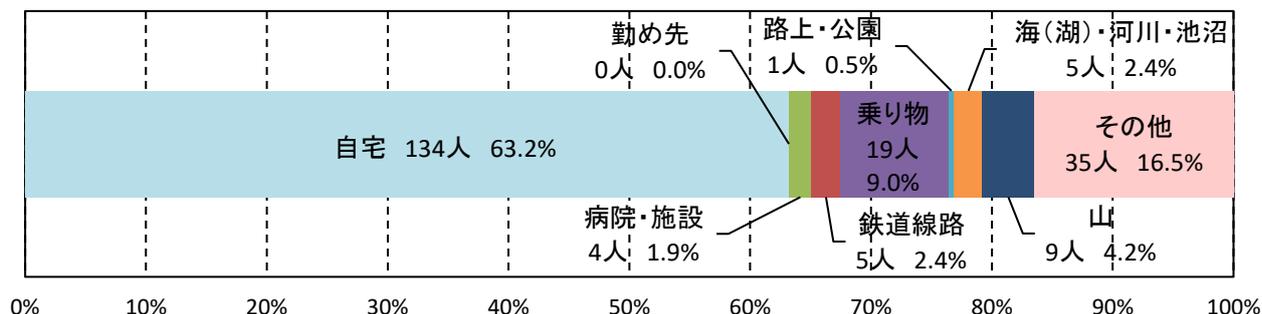


図10 令和3年場所別自殺状況の割合 <警察自殺統計>

10. 月別の自殺の状況

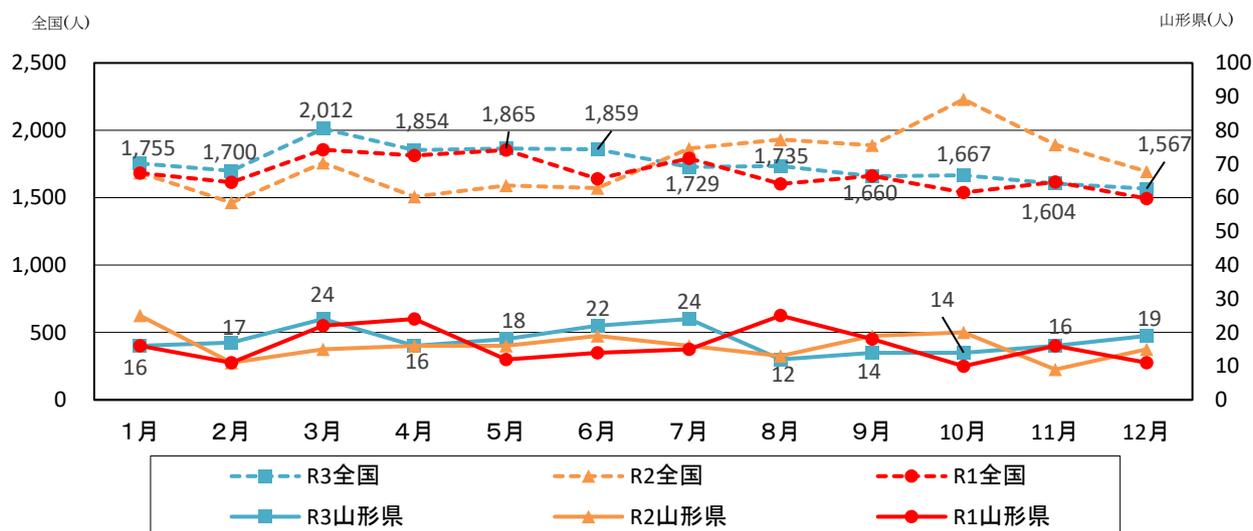


図11 令和元年～令和3年死亡月別自殺者数(全国・山形県) <警察自殺統計>

11. 自殺未遂の状況

自殺者のうち、自殺未遂歴「有」の割合は、男性15.7%、女性32.6%だった。男性より女性の未遂歴「有」の割合が高いのは、全国と同様である。(図12)

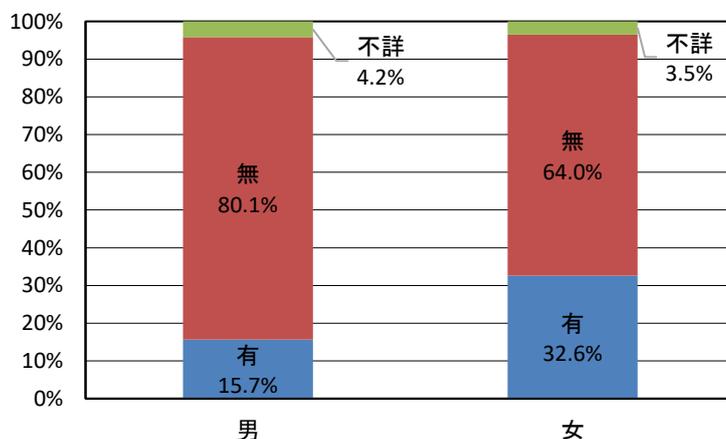


図12 令和元年～令和3年自殺者の自殺未遂歴の有無の割合(平均値) <警察自殺統計>

12. 同居の割合

自殺者のうち、同居者の有無をみると、男性78.3%、女性90.2%で、男女とも同居人「有」の割合が高い。全国・山形県とも、男性に比べ女性の同居割合が高い。(図13)

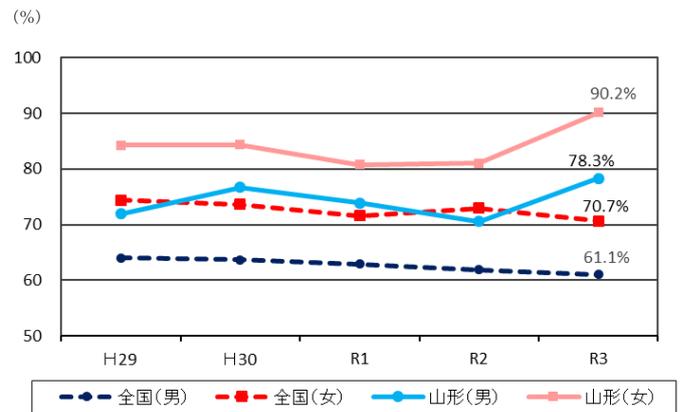


図13 平成29～令和3年自殺者の同居の割合
 <厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(住居地)>

【留意事項】

- 1) 人口動態統計の数値は、令和3年は概数値を使用。
- 2) 警察自殺統計は、発見地を使用。
- 3) 率算出のための分母に用いた人口(単位:人)

①日本人人口

	山形県		全国	
	令和3年	1,048,000	男 508,000 女 540,000	122,780,000

「令和3年10月1日現在人口推計(総務省統計局)」

②「地域別の自殺死亡率の推移」(P2(3))では、日本人及び外国人を対象に集計している「令和2年山形県の人口と世帯数(山形県統計企画課)」を使用。

【参考】

～人口動態統計(厚生労働省)と自殺統計(警察庁)の相違点～

名称	説明	
人口動態統計 (厚生労働省)	対象	日本における日本人
	計上時点	住所地をもとに死亡時点 住所地で計上
	計上方法	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
自殺の概要 (警察庁)	対象	日本における外国人を含む
	計上時点	死体発見時点(認知時点) 住居地(住所地ではない)・発見地で計上
	計上方法	死体発見時に、自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上。